

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項                                  | 処分の概要       | 担当課名   |
|--|-------------|--------|
| 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 51 条の 2 第 1 項 | 区画整理会社施行の認可 | 市街地整備課 |

- 1 審査基準は、土地区画整理法第 51 条の 9、土地区画整理法施行規則第 1 条第 4 項、第 2 条第 9 項及び土地区画整理事業運用指針（平成 13 年国都市第 381 号）に基づくものとする。
- 2 標準処理期間は、60 日とする。ただし、認可に当たって、農業会議及び土地改良区の意見を聴かなければならない場合は、90 日とする。